

介護事業所等に対するサービス継続支援（食材料費支援）事業についてのよくある質問

R8年5月21日現在

NO	質問	回答
1	対象施設に地域密着型介護老人福祉施設は含まれますか。	地域密着型介護老人福祉施設は本事業（介護事業所等に対するサービス継続支援（食材料費支援）事業）の対象になりません。地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームは別事業（ 社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金 ）での対象になります。
1-2	第1号様式の「個票」において、「支出予定の費用について、重点支援交付金と重複は生じていない」とのチェック欄がありますが、具体的にどのような場合が対象外となるのでしょうか？	本事業と別に重点支援交付金を財源とする補助金を受ける場合、実際に食料品等を購入した費用を、複数の補助金等の実績として申請することはできません。たとえば、別に重点支援交付金を財源とする補助金で令和7年4月～令和8年3月分の購入費用を、本事業で令和8年4月～5月分の購入費用を申請する場合などは問題ありません（別に重点支援交付金を財源とする補助金の補助条件もご確認ください）。
2	消費税は事業所の負担と考えた方が良いでしょうか？ 内税表示の商品は消費税を分けて提示しないといけませんか？	消費税及び地方消費税は補助対象経費に含みません。商品内の内税分を除いて申請して下さい。
3	いつから発生した経費が対象となりますか。	令和7年12月16日から申請日までになります。
4	添付資料として支出内容を証明する資料の提出は必要ですか。	支出内容を証明する資料（見積書・領収書等）は、県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管して下さい。
5	見積書に記載しておかなければならない内容はありますか。	品名、数量、金額等が記載されているものを想定しています。
6	食料品の購入費の他、食事の準備の外注費（食事の準備の委託費等）は対象ですか。	対象となります。施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を外注している施設などが考えられます。

介護事業所等に対するサービス継続支援（食材料費支援）事業についてのよくある質問

R8年5月21日現在

NO	質問	回答
7	食料費について利用者負担を行っている施設は食料費の購入費から利用者負担分を差し引く必要はありますか。	緊急的な支援の一時金としてサービス継続のための経費を補助するものであるため、利用者負担分を考慮する必要はありません。
8	食料は施設で購入し、調理は委託の場合対象になりますか。	食料費・委託費それぞれの経費が対象に含まれます。
9	食料費や委託料を法人で一括で支払っている場合、各施設ごとの金額はどのように算出すればよいですか。	食数や定員数等で按分し、各施設ごとの金額を算出して下さい。
10	施設の定員数の基準日はいつですか。	令和7年4月1日時点の定員数を基準に算出します。令和7年4月2日以降に新規指定を受けた介護施設等は指定を受けた際の定員数での算出をお願いします。
11	複数の施設を運営する場合、施設毎に申請することになりますか。	重複や漏れを防ぐため、法人単位で1度の申請をお願いします。
12	基準日時点で休止中の場合は、補助対象となりますか。	休止中の施設は補助対象になりませんが、申請時点で再開している場合は補助対象になります。
13	電子申請の添付資料はどのようなものが必要ですか。	以下2点を添付のうえ申請してください。 ①第一号様式（交付申請書）※記入にあたっては記入例をご参照下さい。 ②口座通帳の写し（通帳の見開きページ）